多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年6月3日

御嵩町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、法第８条第４項において準用する第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		御嵩町送木地区	無	令和５年度 ～ 令和９年度	株式会社アオキ
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	